

「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画（素案）～3つの「B」で進め！とくしまのSATOUMI（里海）！～」に係るパブリックコメントの実施結果について

平成28年3月29日（火）から平成28年4月27日（水）までの間、オープンとくしま・パブリックコメントを実施したところ、5名の方から11件のご意見をいただきました。ご意見の概要と県の考え方は、次のとおりです。

番号	いただいたご意見	ご意見に対する県の考え方
1	○徳島県が「高知大学・農林海洋科学部」の協力を得て「徳島の里海づくり」を推進する。 ※【参考】徳島県産の間伐材を利用して「木製の魚礁」を製作する。 ※【参考】海底に「魚の海洋牧場」を作る。	いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。

番号	いただいたご意見	ご意見に対する県の考え方
2	<p>ここ数年、会話の端々に海苔の色つきの悪さ、漁獲高の減少など、海の「貧栄養化」の話が話題に上ります。また、15年1月6日付の毎日新聞の紙面に「痩せた瀬戸内海 調査へ」と題し、養殖ノリの色落ち問題、漁獲高の減少問題について、環境省が平成27年度から瀬戸内海で本格的な調査に乗り出す方針を固めた、との報道があります。このような状況を考えますと、海の「貧栄養化」は確実に進行する事実であると思われまふ。「瀬戸内海環境保全特別措置法」が制定された昭和48年時点においては「富栄養化」の阻止が至上命題でありましたが、それから40年以上が経ち、環境変化・技術革新により瀬戸内の水質は大きく変化し、今や逆に「貧栄養化」の方向に針が大きく振れているのが実態と言えます。漁業従事者は、海が痩せてしまったことによって苦しんでおられますが、当社のように窒素を排出する業者は直接本件に関わる者としての立場から、この問題に対し穏やかではおられません。</p> <p>「貧栄養化」をもたらす要因は、森林系の崩壊による河川からの養分供給の減少、下水の発達など様々な要因が考えられると推察します。何れの方策が「富栄養化」へのアクションとして有効かつ制御しやすいかは専門家による慎重な判断が待たれるところですが、一つ確実に言えますことは、当社のような最新鋭の設備で工業的に管理された工場から排出される硝酸アンモニウム量（窒素量）は、その含有量、不純物などを高いレベルでコントロール可能です。従って、「富栄養化」の実現を目指すとした場合の方策として、また、試験的な試みを目指す際の方策として、当社のような企業の窒素排出量を活用いただける可能性が十分あるではないかと思ひ、提案させて頂く次第です。</p> <p>当社は、環境を保護するために必要なすべての努力とお金を費やすことに、いささかのためらいも躊躇もございません。それは、私たちの掲げる、企業としてのコミットメントでもあります。しかし、この特殊なケースにおきましては、私たちの努力が環境に対し現実的に益しているのか、むしろ有害ではないか、との疑念を覚えます。従いまして当社からのお願いは、すべての事実をあらゆる角度から調査・確認して頂き、現在の規制値の是非を明らかにして頂きたいということでありまふ。科学的なアプローチによって規制を緩和することが漁業従事者を益することが証明されるとするならば、もとよりそれは我々の望外の喜びとするところであり、瀬戸内海的环境と共存共栄の途を歩むことでありまふ。本趣旨につきご賢察頂き、ご高配賜りたくお願い申し上げます。</p>	<p>栄養塩類と色落ち、漁獲量の因果関係については、国では栄養塩類の管理の在り方に関する調査研究および検討を行っているところだす。</p> <p>県といたしましてもこの調査研究等の動向を踏まえ、必要な取組を進めてまいります。</p>

番号	いただいたご意見	ご意見に対する県の考え方
3	○海からの観光客が利用する南海フェリー、東九フェリー周辺の不法投棄防止。現在の美化が必要	<p>3（4）漂流・漂着・海底ごみ対策の推進において、「とくしま海岸漂着物対策取組方針」に基づき、海岸漂着物等地域対策推進事業を推進することとしております。</p> <p>今後も関係自治体や関係団体と連携・協力しながら海岸における良好な景観および環境の保全を進めてまいります。</p> <p>また、廃棄物の不法投棄防止のために、看板の設置等、意識啓発に努めるとともに再生利用の促進を進めるなど、廃棄物の適正な処理に配慮してまいります。</p>
4	○長安ロダムのたいしゃ土砂を自然海辺の保全に役立てないか？	<p>いただきましたご意見につきましては、今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。</p>
5	○漂流物用のごみ袋を作成、ボランティアにごみ拾いをしてもらい、回収は自治体がする体制が必要。	<p>県及び市町村においては、海岸漂着物等地域対策事業を実施し、ボランティアの方々の協力をいただきながら、漂流漂着ゴミ等の回収を定期的に行っているところです。</p> <p>今後も地域の関係団体と十分に連携・協力を図り海岸における良好な景観および環境の保全を進めてまいります。</p>
6	○海底調査を2～3年に1回必要(ダイオキシンなどの有害物質の有無)	<p>5（1）水質等の監視測定において、海域や河川等でダイオキシン類の調査を継続的に実施することとしております。今後も関係機関と連携し、水質等の監視に努めてまいります。</p>

番号	いただいたご意見	ご意見に対する県の考え方
7	<p>「2 水質の保全及び管理」のうち、「(1)水質総量削減制度等の実施」の項における記述について、次のように修正いただくようお願いいたします。</p> <p>修正前            一方で養殖のアマノリ、ワカメの色落ちや漁獲量の減少については、因果関係は明らかではないものの、海域の栄養塩類との関係を指摘する意見もある。</p> <p>修正後            養殖のアマノリ、ワカメの色落ちは、海域の栄養塩類の減少によるところが大きいと考えられる。また、漁獲量減少の重要な一要素として、海域の栄養塩類の減少が挙げられる。</p> <p>根拠</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海藻の生長や生理機能維持に一定の質・量の栄養塩が必要であることは、科学的にも立証された事実であります。</li> <li>2 同様に、植物プランクトンの繁殖に栄養塩が必要であることも、科学的な立証を経ています。</li> <li>3 基礎を構成する植物プランクトンの生物的総量が縮小すると、海洋生物ピラミッドの上位に位置する魚類等水産動物群集のサイズが縮小することは、容易に想像されるところです。</li> <li>4 海洋の生物生産還の恩恵を受ける我々漁業者は、日々現場において、「栄養塩量減少が、漁業で利用する水産動物の減少を招く結果、漁獲資源減少を来している」と強く感じています。</li> <li>5 このため、上記のとおり修正していただくよう、徳島県漁業者の声を代表しお願いいたします。</li> </ol>	<p>栄養塩類と色落ち、漁獲量の因果関係については、国では栄養塩類の管理の在り方に関する調査研究および検討を行っているところです。</p> <p>県といたしましてもこの調査研究等の動向を踏まえ、必要な取組を進めてまいります。</p>

番号	いただいたご意見	ご意見に対する県の考え方
8	<p>P6:2 水質の保全及び管理における「ノリやワカメの養殖栽培の不調」と「栄養塩の順応的管理」、P7:(2)下水道等の整備の促進における「窒素およびリンの順応的管理」の記載があります。このことは、下水道処理の手を緩めて放流する方策を示唆させますが、これを採用すべきでないと考えます。理由として、1. 試験的に実施している他県があり、放流が効果的だったという因果関係がある報告についても寄与率が低い。2. 下水処理場で水質浄化後放流していることと逆行する作業となり設備投資と運用費用と目的に対して矛盾する。3. 結果として県民の水質浄化努力を減退させる。4. これまでに下水浄化により水質改善され戻ってきている漁獲もあると思うが、それを十分に評価していない。5. 本県は下水道整備の水準が低いというのに、浄化努力を減らすことは、矛盾する。6. 富栄養で汚い海で採れる漁獲を戻したい理由で、「きれいにする努力中の海を、汚い海に近づける」と解釈できて、理解できない。7. 栄養塩の供給の方法として、下水に頼るのはおかしい。栄養塩をどのように供給するかを長期的な計画や議論なしに、対処的に行う事は望ましくなく、議論や検討、実験などの段階を踏むべきなため、「栄養塩の順応的管理」を記載しないで欲しい。</p>	<p>栄養塩類と色落ち、漁獲量の因果関係については、国では栄養塩類の管理の在り方に関する調査研究および検討を行っているところです。</p> <p>県といたしましてもこの調査研究等の動向を踏まえ、必要な取組を進めてまいります。</p> <p>なお、下水処理場における管理運営についても国の動向を踏まえつつ、導入の実効性や可能性等について検討を加えてまいります。</p>
9	<p>P10:(4)漂流・漂着・海底ごみ対策の推進において法遵守や回収の実施を記載しています。これらに加えて発生源分析も強化して欲しいと感じます。漂着ゴミの問題は、ゴミの種別の解析を正確に行うべきで、投棄ゴミの問題と同時に、管理不足から河川や陸域から流入した物体や風雨の際に流出する物体についての管理を強化する事も必要と考えます。また回収場所以外や自然保護地域以外の海岸線に漂着するゴミの対応が無いために、さらに漂流してゴミ化する等対策や計画の改善なども課題と感ずるため、強化するように記載下さい。</p>	<p>海岸漂着物の問題は広域的な問題であることから、発生源分析を含めた実態調査等については環境省が中心となって実施しており、県においては引き続き国の分析等に協力して参ります。</p> <p>投棄ゴミや管理不足によるゴミの流入については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく規制の徹底と監視及び取締りの強化を図ることにより対応しているところです。</p> <p>なお、漂着物等の回収については、引き続き海岸管理者や地域の関係団体と連携・協力しながら海岸における良好な景観および環境の保全を進めてまいります。</p>

番号	いただいたご意見	ご意見に対する県の考え方
10	<p>P10: (6) 島しょ部の環境の保全では、記載されるべき活動目標や計画が記載されず、状態だけ記載されている。しっかりと書き込んで欲しい。また、「イシマササユリ」の表現は種名として正確でないため「伊島のササユリ」に留めた方よい。</p>	<p>島しょ部の環境目標としては、ゴミの分別収集の徹底等を位置づけておりますが、いただいたご意見を参考に、今後一層の島しょ部の環境保全の推進に努めてまいります。</p> <p>また、イシマササユリの表記については、関係機関に照会します。</p>
11	<p>P13: (3) 広域的な連携の強化等およびP14: (5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進においては、市民や住民の参加を促すための教育や広報に努めると書いている。行政だけでは里海の環境は維持できないので是非、進めて欲しい。また、これまでの施策では、係わる市民とくに団体が育てられていないため、保全の担い手が貧弱である。人口減少も鑑みて「保全の担い手やその団体を育成する活動」についても記載して欲しい。</p>	<p>5 (6) 環境教育・環境学習の推進において、環境保全の担い手については、環境教育・環境学習を通じてリーダーとなり得る人材育成や民間団体等の支援に努めるとしております。いただいた御意見を参考に今後も環境教育等の推進に努めてまいります。</p>